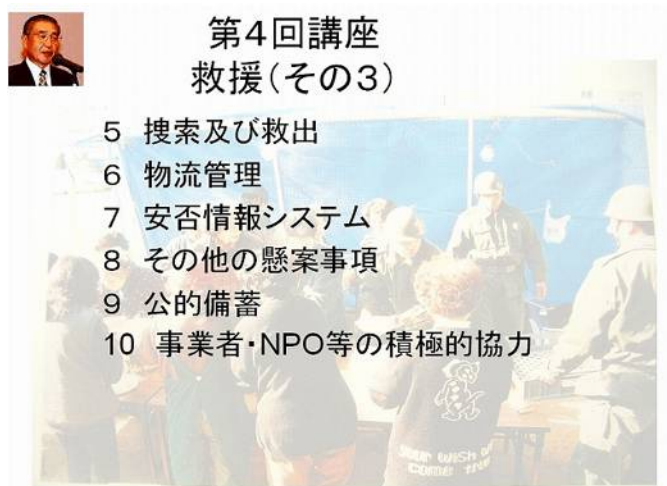


第4回 救援 その3

その3においては、スライドにお示ししている事項を説明します。

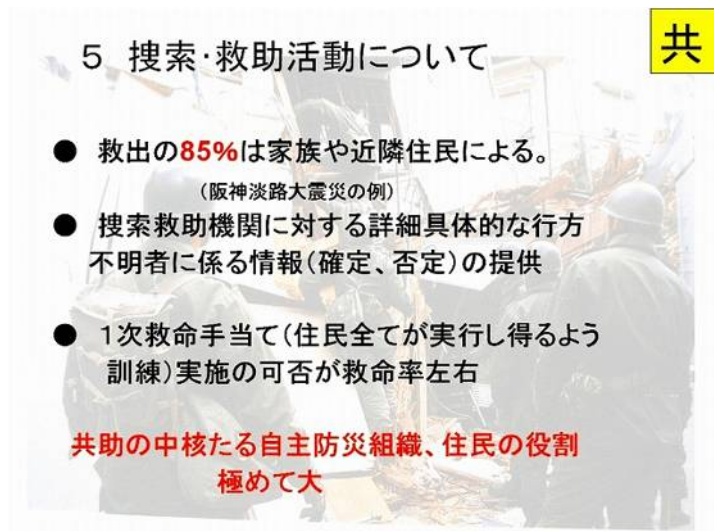


**第4回講座
救援(その3)**

- 5 捜索及び救出
- 6 物流管理
- 7 安否情報システム
- 8 その他の懸案事項
- 9 公的備蓄
- 10 事業者・NPO等の積極的協力

被災地や災害現場における捜索・救出は時間との勝負です。人間の救命率は72時間を過ぎると急激に低下すると言われています。自主防災組織や近隣住民による救出が極めて重要です。

その様なことが出来るようなコミュニティでなければならないですね。



5 捜索・救助活動について **共**

- 救出の**85%**は家族や近隣住民による。
(阪神淡路大震災の例)
- 捜索救助機関に対する詳細具体的な行方不明者に係る情報(確定、否定)の提供
- 1次救命手当て(住民全てが実行し得るよう訓練)実施の可否が救命率左右

**共助の中核たる自主防災組織、住民の役割
極めて大**

阪神淡路大震災の時には、被災地内の交通渋滞や輸送力の不足等から、救援物資を被災地内に輸送することが制約されたため、救援物資が被災地周辺の交通端末地に滞留し、多くの国民の善意がみすみす無になるという事態が起きました。今後の課題でしょうか。

6 物流管理等

共

- 阪神淡路大震災時の例
救援物資等が被災地周辺の交通端末地に
滞留し、処理のために部隊を派遣
(交通渋滞、管理能力を遥かにオーバー)
神戸市のある区でも物資の仕分け・配送等に苦慮

埼玉県国民保護計画

- 救援物資を県内4箇所を受入れ処置

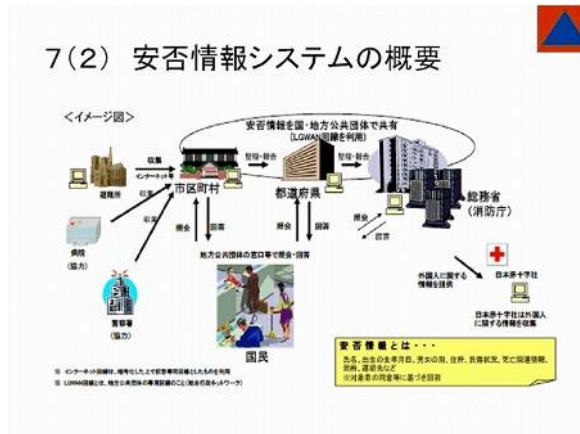
安否情報システムは、役場や企業或いは民間レベルでも各種整備されています。官民の適切な役割分担が必要でしょう。また、個人情報保護に留意しつつ、安否に関わる情報を可能な限り漏れなく集約し、照会者に対し正確な情報を迅速に提供できるようにすべきです。

7(1) 安否情報について

- (1)官民の各種システム
官:消防庁(武力攻撃事態等時に適用)
民:災害時伝言ダイヤル等
- (2)安否情報の収集と集約
平素の情報に加え、避難所、医療機関等の
関係機関から収集
- (3)「安」情報:民間が中心的役割
「否」情報:官
- (4)照会手続き :インターネット

安否情報システムの概要を示したスライドです。19年度から運用開始されています。

7(2) 安否情報システムの概要



国民救援に関する事項で小生が気になる事項が幾つかあります。それらをリストアップしてみました。

8 その他の懸案事項

共

- ① 避難施設やその周辺の秩序の維持
 - ・ 阪神淡路大震災の例
 - 県・警察協同チーム及び自衛隊のパトロール
- ② 生活ゴミの収集
- ③ トイレの確保
- ④ 遺体の取扱い
- ⑤ 瓦礫対策
- ⑥ 帰宅困難者・外出者対策

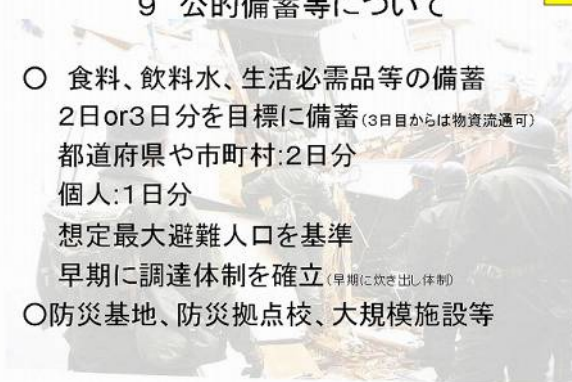
食料、水、生活必需品或いは防災用資・器材の備蓄が逐次に進められています。色々調べてみたのですが、明確な基準はありません。流通機構が機能するとすればとの前提で考えられています。

3日目からは調達可能と考えて、最小限3日分と考えている自治体が多いようです。その3日分の持ち方に特色があります。県、市及び個人で各一日分とか、あるいは市と個人に基準を示し、県は補完機能とする等です。個人に対する食糧、水の備蓄要望を、3日程度と要請しているケースを多いです。

共

9 公的備蓄等について

- 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
2日or3日分を目標に備蓄(3日目からは物資流通可)
都道府県や市町村:2日分
個人:1日分
想定最大避難人口を基準
早期に調達体制を確立(早期に炊き出し体制)
- 防災基地、防災拠点校、大規模施設等

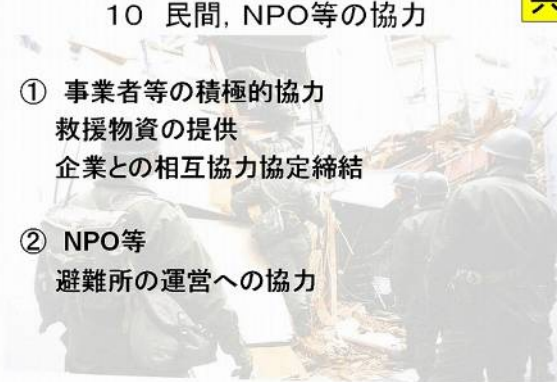


救援に関しては、公的機関のみならず民間やNPO等が積極的に協力することにより実効性が上がるのではないのでしょうか。

共

10 民間, NPO等の協力

- ① 事業者等の積極的協力
救援物資の提供
企業との相互協力協定締結
- ② NPO等
避難所の運営への協力



以上を持って今回の講座を終了します。次回は、国民保護法の特徴である「武力攻撃災害への対処」について考えてみましょう。